

差止請求権の行使に関する訴訟その他の手続の概要及び結果の記録

1. 案件名：モバゲー
2. 訴え提起等の相手方である事業者等の氏名又は名称：株式会社モバゲー
3. 事業の概要及び主な争点：
<p>①事業の概要：</p> <p>平成 28 年 4 月・ソーシャルゲーム内で限定キャラ性能が大幅に下げられた。商品価値を販売途中、販売後に下げる事の違法性、そして、ソーシャルゲーム内の商品購入後の返金条項では、返金について「いかなる場合にも一切行わない」とする記述があった。検討の結果、商品価値を販売途中、または販売後に下げる事については当社では扱わないことを決め、利用規約の条項に多数存在する「一切責任を負わない」とする内容が、消費者契約法第 8 条 1 項により無効ではないかと検討を開始した。</p> <p>平成 28 年 8 月 5 日「問合せ」から始まり、申入れ同年 8 月 26 日「回答」受領。回答からは改善の方向性が確認できないため、同年 9 月 29 日の理事会において、申入れを承認。同年 12 月 8 日「申入書」送付、21 日に回答を受領。回答を検討の結果、平成 29 年 2 月 3 日に「再申入書」送付、27 日に回答を受領。回答を検討の結果、改善が見込めないために、平成 29 年 7 月 14 日に「41 条書面」送付、8 月 4 日に回答を受領するとともに、10 日に電話があり面談の申出があった。22 日に面談の申出に対して、可能と返事をするが、当該事業者から面談要望が取り下げられた。平成 30 年 3 月 23 日開催理事会において、訴訟提起を承認。</p> <p>②主な争点：</p> <ul style="list-style-type: none">契約条項第 4 条 3 項は、文言上、パスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者使用という事態が生じるに至った責任の所在が限定されておらず、すなわち被告に故意過失がある場合も含め、文言上、「被告が一切責任を負わない」条項であり消費者契約法第 8 条 1 項 1 号もしくは 3 号に抵触する。契約条項第 7 条 3 項は、当社の措置をとる事由として、同条 1 項に「c. 他のモバゲー会員に不当に迷惑をかけたと当社が判断した場合」「e. その他、モバゲー会員として不適切であると当社が判断した場合」を含む 5 つの事由が列挙されていますが、「措置」をとるにあたって、その故意過失に基づき誤った判断をし、その結果、会員に損害を与える事態が生じた場合などを除外することなく、文言上、被告が一切損害を賠償しなくともよいという規定となっており、消費者契約法第 8 条 1 項 1 号、3 号に抵触する。契約条項第 10 条 1 項は、モバゲー内におけるシステムトラブルによる二重課金や、コンテンツ内においてアイテム購入後にアイテムの性能の大幅な変更をすることなど、被告側の過失や債務不履行が想定される事態などを除外することなく、文言上、被告は受領した料金を返還しないという規定になっており、消費者契約法第 8 条 1 項 1 号、3 号に抵触する。契約条項第 12 条 4 項は、1 万円の支払い対象として、「本規約において当社の

様式例（法第 30 条及び施行規則第 21 条第 1 項第 2 号関係）

<p>責任について規定していない場合」との条件を付しておりますと、本件利用規約内で責任を規定している条項、すなわち「一切責任を負わない」と規定している上記条項（同 4 条 3 項、7 条 3 項、10 条 1 項）1 万円の賠償対象とならないと解釈できる。したがって、同項はその前段部分「本規約において当社の責任について規定していない場合」について、消費者契約法 8 条 1 項 1 号、3 号に抵触する。</p>	
<p>4. 法的手続きの種類：</p>	
<p>①具体的な手続き（該当するものに○）：</p> <p>○訴訟 調停 仲裁 和解 強制執行 仮処分命令の申立て そ の 他 ()</p>	<p>②当団体の地位（該当するものに○）：</p> <p>○原告（申立人） 被告（被申立人） そ の 他 ()</p>
<p>5. 訴え提起等の日： 2018 年 7 月 9 日（月）</p>	<p>6. 係属裁判所（部）： さいたま地方裁判所（第 4 民事部）</p>
<p>7. 訴え提起等後の経緯及び結果：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第 1 回期日（平成 30 年 9 月 26 日）原告、代理人長田ほか出頭。訴状を陳述。甲第 1～10 号証を提出。訴状 p6 「(4)」第 3 段落（「しかしながら」から始まる段落）4 行目「10 条 1 項）1 万円」を「10 条 1 項）は 1 万円」と訂正の上で陳述。被告、代理人吉田ほか出頭 答弁書を陳述。乙第 1～3 号証を提出。原告にて、次回期日までに、被告の答弁書に対する反論の準備書面を作成することとなつた。書面提出期限は、10 月 31 日。第 2 回期日は平成 30 年 11 月 14 日（水）10 時 50 分 さいたま地裁 105 号法廷。 ● 第 2 回期日（平成 30 年 11 月 14 日）原告、代理人長田ほか出頭。原告準備書面 1 を陳述。甲第 1 1 号証を提出。被告、代理人吉田ほか出頭。被告第 1 準備書面を陳述。原告、次回期日までに、被告の第 1 準備書面に対する反論（争点整理）の準備書面を作成。書面提出期限は、12 月 19 日。あわせて、提訴後変更された一部条項（4 条 3 項、10 条 1 項）について取下を検討。被告、7 条 3 項についても、変更した他の条項と同様、変更を検討。第 3 回期日は、平成 30 年 12 月 26 日（水）15 時 45 分 さいたま地裁 105 号法廷。 	
<p>8. 備考：</p>	
<p>9. 関係資料の有無（有るときはその標目又は内容）： 無 / 有()</p>	

※太字項目はガイドライン 5.(1)ウに定められた記載事項。細字項目はその他の記載事項。